

一般社団法人日本データベース学会 役員候補者選出及び役員選挙に関する規程

2021年12月27日制定
2022年1月27日改定
2023年7月1日改定

(総則)

第1条 この規程は、定款に規定される役員の選任について、その候補者の選出、及び役員の選定に関する手続きを定めるものである。本規程において、役員候補者とは、社員総会における役員選任の対象候補者をいう。また、理事会推薦候補者とは、役員選挙の候補者をいう。

(目的)

第2条 理事会は、役員改選年の通常総会前までに、次年度に改選される役員候補者を推薦する。

(理事会推薦候補者)

第3条 理事会は理事会推薦候補者を決定し、役員選挙を経て役員候補者を決定する。

2. 役員候補者の資格は、役員改選年の1月理事会開催日現在に会費の滞納の無い第一種正会員、維持会員あるいは名誉会員とする。ただし、定款第3条に示す当法人の目的を達するに必要と理事会が認める場合はこの限りでない。
3. 会長は、現役員、代議員に対して、役員候補者の推薦を求め、次項に示す理事会推薦候補者を作成する。候補者の推薦にあたっては候補者の過去の学会活動経験等を考慮する。
4. 理事会推薦候補者内の候補者数は、次の通り区分毎に指定するものとし、事前に候補者に立候補の意思を確認するものとする。
 - (1) 理事（会長）2名（少なくとも1名）
 - (2) 理事（会長を除く）改選数の2倍以内（少なくとも改選数）
 - (3) 監事4名（少なくとも2名）
5. 前項の改選数の変更は、理事会の決議によるものとする。

(理事会推薦候補者リスト)

第4条 理事会推薦候補者リストには、役職別毎に候補者氏名を五十音順に配列記載し、かつ、略歴、所信表明文、その他必要な情報を付記する。

(選挙有権者)

第5条 選挙の有権者は、第一種正会員、維持会員及び名誉会員とする。

2. 選挙の有権者は、選挙の年の1月理事会開催日現在に会費の滞納の無い者とする。

(選挙)

- 第6条 会長は、有権者である会員に対し、役職別、担当業務別の理事会推薦候補者と投票用紙を提出し、投票を求め、役員候補者を決定する。
2. 選挙は、理事会が定める提出期日までに投票することを要する。
 3. 役員候補者は、選挙により当選した者とし、当選者は、役職別、担当業務別に、選挙の得票数の高い順に決定する。但し、得票数が同点の場合には、理事会において当選者を決定する。
 4. 開票には、会長又は会長の指名する理事あるいは監事の立合いを要する。

(総務担当副会長、副会長、特命副会長候補者)

第7条 前条により選出された理事（会長を除く）区分の役員候補者から、定款第22条第2項で定める総務担当副会長、副会長、及び特命副会長候補者を理事会において決議する。

2. 定款において人数の定めのない特命副会長候補者数は理事会において決議する。

(理事会推薦役員と役員選任)

第8条 第6条及び第7条により選出された役員候補者を、定款第33条第1項第5号に定める理事会が推薦する役員候補者とする。

2. 理事会は、社員総会において、候補者ごとに役員選任の決議に諮る。

(代表理事と業務執行理事)

第9条 理事会は、前条で選任された役員のうちから、選挙結果を参考に、代表理事（会長、総務担当副会長）及び業務執行理事（副会長、特命副会長を含む）を選定する。

(業務分担)

第10条 業務執行理事の業務の分担は理事会において定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

1. 本規程は 2021 年 12 月 27 日に施行する。
2. 2022 年 1 月 27 日の改定は、改定日から施行する。
3. 2023 年 7 月 1 日の改定は、改定日から施行する。